2026.2.12

島根民医連奨学金貸与規程

島根県民主医療機関連合会（以下、島根民医連と称す）は、民医連綱領のもとで島根民医連の医療活動に貢献し、これを積極的に創造する医師の育成のために、この奨学金貸与規程を定める。

第一条（目的）

医師免許取得後、島根民医連に入職し、島根民医連の事業と運動を担う民医連医師の後継者となる意志を持った医学生へ奨学金を貸与し（奨学金被貸与者を以下、奨学生と称す）、奨学生への支援、勉学の要望に応えることを目的とする。

第二条（奨学生の義務）

（1）奨学生は、民医連綱領にもとづき、国民の生命と健康を守る医師となるべく、医学・医療の勉学に励み、また、民医連の諸活動に参加し、患者の立場に立った医療活動を実践的に学ぶことに努める。
（2）奨学生は、島根民医連及び全日本民医連、他県にあっては当該する県民医連の行う医系学生のための諸企画に対して、その成功のために積極的に協力を行う。
（3）奨学生は、奨学生会議に出席しなければならない。医療をとりまく情勢や民医連の医療・理念への理解を深め、奨学生相互の親睦と交流を図ることに努める。奨学生会議は、1年に2回以上開催するものとする。
（4）奨学生は島根民医連から要請のある、病院実習及び医師面談等を受けるものとする。

第三条（奨学金の申請）

奨学金を希望するものは、この規程を承認し、下記の書類を島根民医連理事会に提出する。
(1)奨学金申請書
(2)在学証明書等

第四条（奨学生の承認）

島根民医連理事会は、面接及び書類審査を経て支給の可否を決定する。決定は文書で速やかに本人に通知するものとする。

奨学金貸与決定通知書を受けた者は、別紙誓約書を提出する。誓約書は島根民医連理事会の認める連帯保証人（第一保証人、第二保証人）2名の連署を必要とする。第一保証人については、原則として三親等以内の親族とし、印鑑証明を添付するものとする。第二保証人については、特別な事情がある場合を除き、第一保証人と別世帯のものに限る。

連帯保証人は、貸与金の返済について全責任を負う。

第五条（奨学金の支給方法）

（1）奨学金の支給は島根民医連理事会の承認をもって開始する。但し、理事会が申請書記載の支給希望月以降に開催され、承認が遅れた場合、希望から遡り支給することができる。
（2）奨学金の支給方法は、銀行振込みとする。毎月、本人より振込依頼書の記載を受け、振り込みを行う。

第六条（奨学金の支給額）

奨学金は下記から選択し、島根民医連理事会での承認を受け支給を開始する。
・奨学金貸与Aコース・・・月額10万円
・奨学金貸与Bコース・・・月額15万円

第七条（特別事情での奨学金貸与）

本規程による奨学生が休学・留年・国試浪人をした場合は1年間に限り貸与を行うことができる。

2026.2.12

第八条（奨学生の資格停止）
本規程による奨学生が自ら奨学生を辞退した場合、及び島根民医連理事会が奨学生としてふさわしくないと判断した場合、島根民医連奨学生資格及び、奨学金支給を停止する。この場合、奨学金貸与総額とこれらの利息分（総額の1％）を直ちに島根民医連理事会に一括返済しなければならない。但し、申し出により、やむを得ない事情が認められる際には、1年以内での分割返済を設けることができるものとする。

第九条（奨学金の返済と返済期限の猶予）
（1）奨学生は医師免許取得後、奨学金貸付総額とこれらの利息分（総額の1％）を一括返済しなければならない。
（2）申し出によりやむを得ないと認められる際には、1年以内での分割返済を設けることができるものとする。
（3）奨学生本人と島根民医連理事会が十分に協議の上、島根民医連理事会で承認された場合、返済期限を猶予することができる。猶予期間は島根民医連に加盟する病院以外での勤務期間の合算で6年以内とする。
（4）返済猶予期間や返済方法・確定金額については、契約書をかわすこと。

第十条（返済の免除と免除期間の除外）
（1）奨学生が医師免許取得後、島根民医連に加盟する病院で勤務を開始し、下記の期間業務に従事したときは、奨学金の返済を免除するものとする。業務従事期間が下記期間に満たない場合は従事期間に関わらず全額返済とする。
① 奨学金貸与Aコース…奨学金の貸与期間と同期間
② 奨学金貸与Bコース…奨学金の貸与期間の1.5倍の期間
（2）個別の事柄が生じたときは、十分に議論した上で、その取り扱い方について島根民医連理事会で決定し、速やかに本人に通知し、本人との合意の上で実施する。
（3）下記の休暇、休業を取得した場合、返済免除期間からは除外する。
産前産後休暇、育児休暇、介護休暇、傷病休暇　等
（4）医師国家試験合格後6年の間に島根民医連に加盟する病院で勤務を開始しなければならない。

付則1．この規程は、1986年4月1日より施行する。
2．この規程にない事柄については、島根民医連理事会が十分に論議したうえでその取り扱い方について決め、速やかに本人に通知し、本人の合意の上で実施する。
3．本規程は原則2026年4月1日より奨学生となった者に適用する。

1986年　4月16日一部改定
1989年12月20日一部改定
2002年　6月13日一部改定
2003年11月13日一部改定
2010年　7月　8日一部改定（後期研修の返済猶予）
2011年　4月14日一部改定（奨学金A・Bコースへ変更）
2013年　8月　8日一部改定（文言の修正）
2016年　2月12日一部改定（大幅改定、初期研修を返済免除に追加等）
2019年　7月11日一部改定（奨学金支給の銀行振り込み）
2021年　3月12日一部改定（連帯保証人記述変更）
2022年　3月11日一部改定（中途退職者の奨学金返済、専門研修期間中の返済免除の算定について追加等）
2022年　9月　8日一部改定（専門研修の基幹型プログラムが自県連院所の場合の返済免除の見直し）
2026年　2月 12 日一部改定（目的の明確化とそれに伴う返済免除事項の変更等）